

**京都府地球温暖化対策条例及び
京都府地球温暖化対策推進計画並びに
京都府再生可能エネルギーの導入等の
促進に関する条例の見直しについて**

**2025年5月13日（火）
京都府総合政策環境部
脱炭素社会推進課**

目次

1 条例・計画の見直しスケジュール	p 3～
--------------------------	-------------

2 前回の部会での御意見等	p 6～
----------------------	-------------

3 本日御意見いただきたい事項	p 8～
------------------------	-------------

条例及び計画の見直しに向けた検討

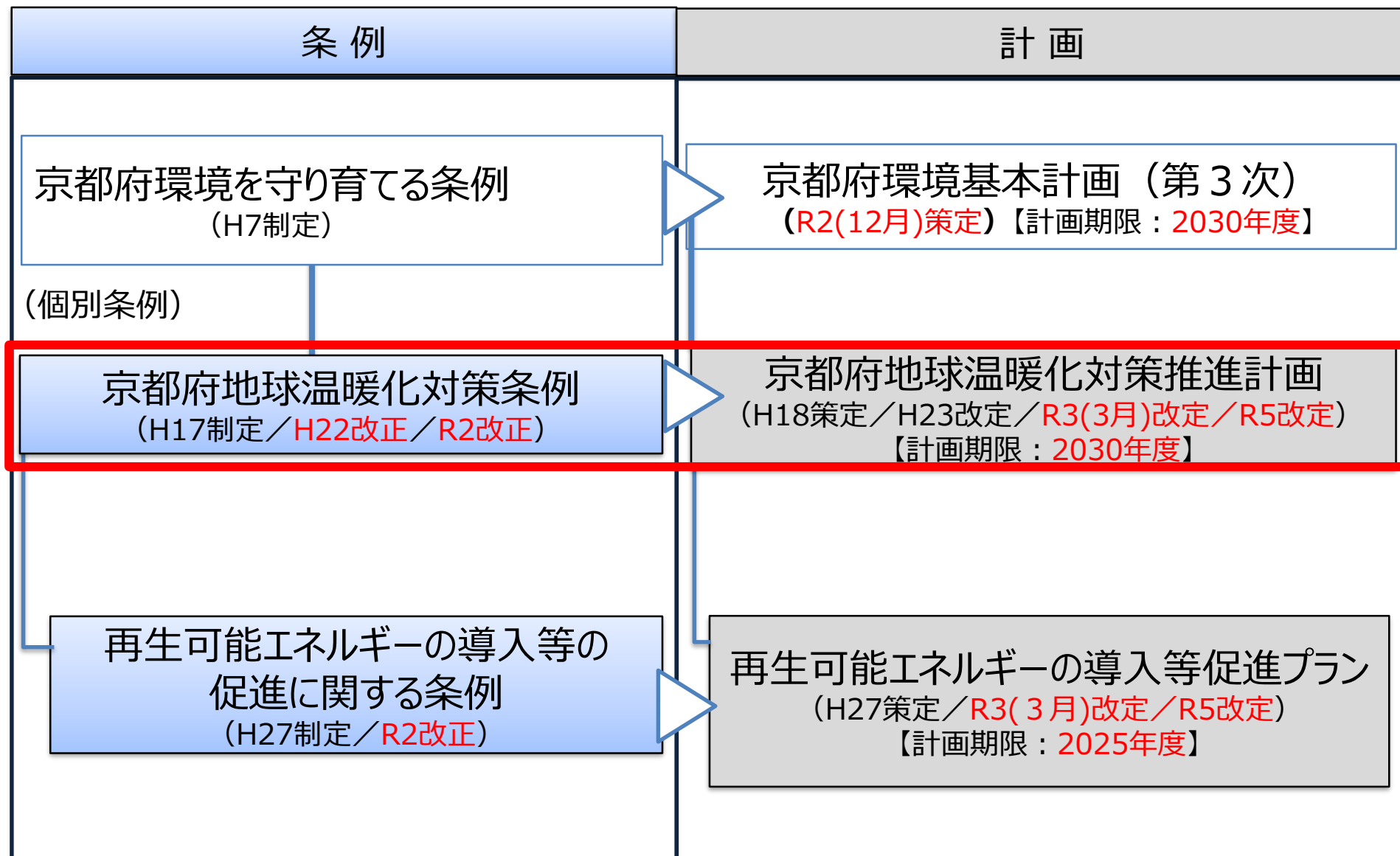
1 条例・計画の見直しスケジュール

今後のスケジュール（案）

4

時期	概要
① R6. 11.25	◆ 諮問（温対計画・再エネ条例） ◆ 温対条例・計画の概要と施策の実施状況報告 ◆ 計画の見直しについて（説明）
② R7. 2.25	◆ 諮問（温対条例） ◆ 条例・計画見直しについて ・ 温対条例・計画の見直し ・ 事業活動（産業・業務）/建築物
③ R7. 3.24	◆ 条例・計画見直しについて ・ 温対条例・計画の見直し ・ 家庭／交通・物流（運輸）／代替フロン／廃棄物／温室効果ガス吸収源 ・ 再エネ条例の見直し
④ R7. 4.30	◆ 条例・計画見直しについて ・ 適応策／横断的取組 ・ 再エネプラン検討状況（報告）
本日 ⑤ R7. 5.13	◆ 条例・計画見直しについて ・ 温対条例概要案 ・ 再エネ条例概要案 ・ 温対計画概要（素案）

時期	概要
6月議会 条例概要報告	
⑥ R7.7	◆ 条例・計画の見直しについて ・ 温対条例・再エネ条例 中間案 ・ 温対計画・再エネプラン 概要案
9月議会 温対条例・再エネ条例 中間案報告 温対計画・再エネプラン 概要案報告	
温対条例・再エネ条例 パブリックコメントの実施	
⑦ R7.10	◆ 条例・計画の見直しについて ・ 温対条例・再エネ条例 → 答申 ・ 温対計画・再エネプラン 中間案
12月議会 温対条例・再エネ条例 最終案議決 温対計画・再エネプラン 中間案報告	
温対計画・再エネプラン パブリックコメントの実施	
⑧ R8.1	◆ 計画の見直しについて ・ 温対計画 最終案 → 答申 ・ 再エネプラン 最終案（報告）
2月議会 温対計画 最終案議決 再エネプラン 最終案報告	



2 前回の部会での御意見等

主な御意見	今後の対応
気候変動の影響への適応策 - 気候変動の影響への予防的なアプローチも必要 - 予想される影響を最小限に抑える施策も必要 - 緩和策と適応策を切り分けて議論するのではなく、一体的に議論すべき - 適応策において、優先度が高い分野について、京都府として何ができるのか検討を - 農業だけでなく食料システム全体としての取組や農業以外の適応策や緩和策と連動して検討を	⇒ 国の気候変動適応計画の見直しや、環境部局以外の部局の関連計画も踏まえ検討 ⇒ 計画のとりまとめ方等にて反映を検討
横断的取組 - 気候変動の影響へ適応するための社会インフラの構築も必要ではないか - 自分事として捉えて実行いただくための環境教育や社会の仕組みを変えていく提言を促す支援を	⇒ 横断的取組における<u>取組に反映</u>

3 本日御意見をいただきたい事項

条例及び計画の見直しに向けた検討

- ✓ 論点 1 : 温対条例の見直しについて
- ✓ 論点 2 : 温対計画の見直しについて ～主な施策～
- ✓ 論点 3 : 温対計画の見直しについて ～概要（素案）～

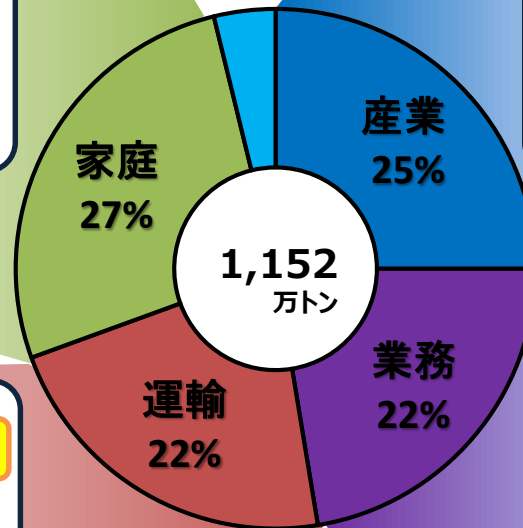
※今回から、温対条例・再エネ条例等について一体的に議論いただきます

【参考】部門別の温室効果ガス排出量

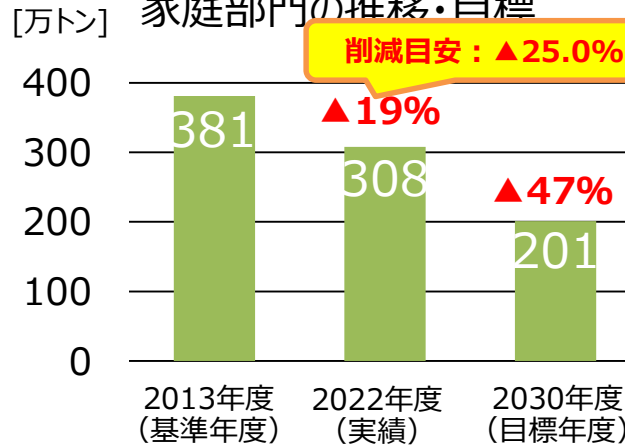
※エネルギー起源のみ

9

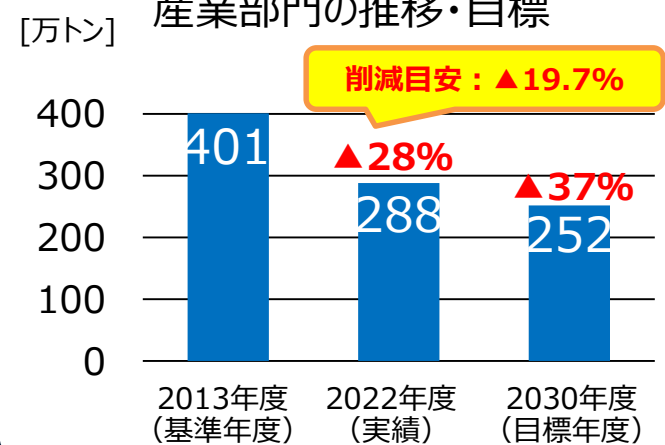
2022年度の 府内排出実績



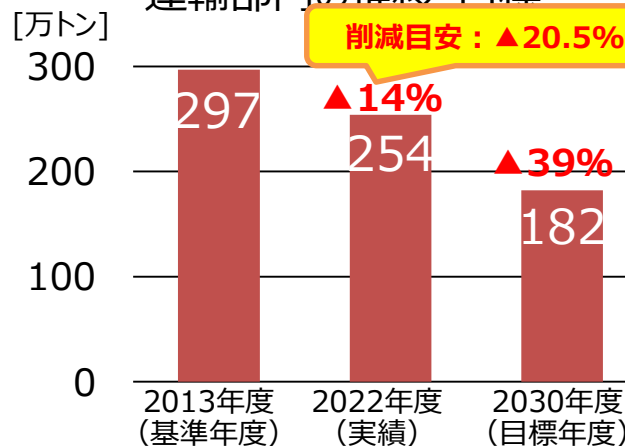
家庭部門の推移・目標



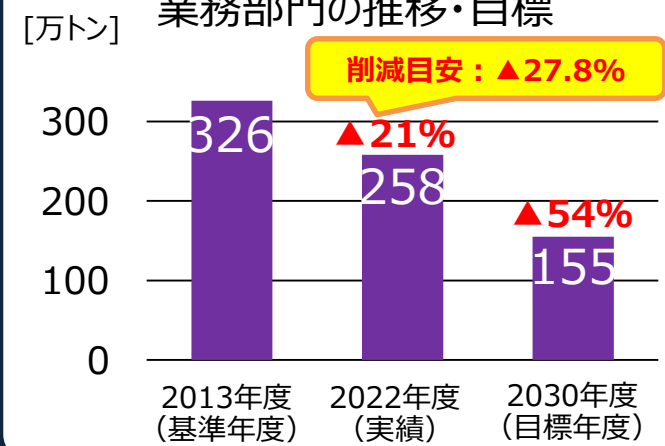
産業部門の推移・目標



運輸部門の推移・目標



業務部門の推移・目標



※削減目安とは、2013年度から2030年度の目標年度に向け、毎年均等に削減すると想定した場合の当該年度における割合

- 京都府地球温暖化対策条例及び京都府地球温暖化対策推進計画の見直しには、2040年頃の将来像「府民一人ひとりのウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会」の実現のため、「**家庭部門**」、「**産業・業務部門**」、「**運輸部門**」の3つの部門ごとに、主な施策を検討。

○2040年頃の将来像の実現のための主な施策

家庭部門

論点1

- 府民によるエネルギー消費量の把握・温室効果ガスの削減取組義務化【努力義務】
- 上記努力義務の履行を促進するため、京都府は啓発、情報提供、その他施策を実施
- 脱炭素行動変容を図る府民運動(仮称)WE DO KYOTO ! Plusの推進

産業・業務部門

- 多様な主体が参画し、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設等を通じた、府内企業の脱炭素経営支援
- カーボンフットプリント(CFP)算定モデルの作成等を通じた、府内企業の競争力向上

運輸部門

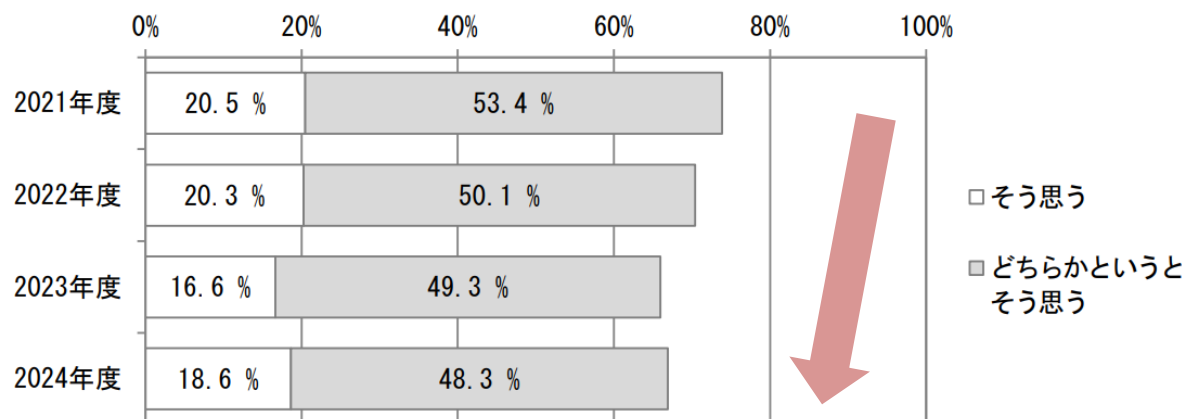
- 集合住宅における、民間活力を活用したEV充電器設置を促進
- 府有施設をはじめとした公共施設等へ民間活力を活用したEV充電器設置を促進

- 京都府内の温室効果ガスの排出量のうち、家庭部門が約 3 割を占める。
- 特に**家庭部門における温室効果ガス排出量削減の進捗は緩やか**であり、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すためには、更なる取り組みが必要。
→2030年度家庭部門▲47%に対して、2022年度▲19%（目安2022年度▲25%）
- また府民意識調査でも、**省エネ・再エネの取組が暮らしやすさに繋がると思う人の割合は以前よりも少なくなっており**、改めて、府民の意識の変革が必要。



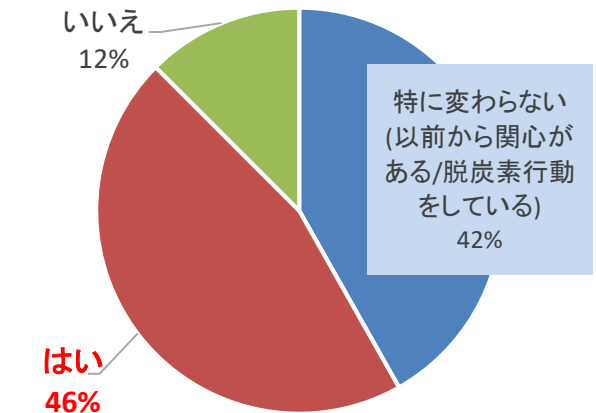
特に、家庭部門における政策を進める必要がある

〔問 46〕 省エネの取組や太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入が、暮らしやすさに繋がると思う人の割合



出典：令和 5 (2023) 年度「京都府総合計画」
実施状況報告書

- 省エネ家電購入キャンペーンでは、環境家計簿の実施を要件にしたところ、アンケート結果では、今回のキャンペーンをきっかけに、温室効果ガスの削減への関心の高まりや、脱炭素行動の実施につながったとの回答が約半数あった
- 家庭におけるエネルギー使用量の効率化・削減を実施してもらうためには、まずはエネルギー消費量について把握してもらうことが重要
- エネルギー消費量の把握・温室効果ガスの削減取組を条例に努力義務として明確化することで、府民に周知するとともに取組の重要性を認識いただき、府民・府の取組をさらにステップアップしていきたい
- 府民が取り組むためには、エネルギー消費量の把握ツールの提供や温室効果ガス削減取組に関する情報提供、支援等が必要
 - 取組による府民意識の醸成、行動変容を促す
- 努力義務化を契機として、府民の意識向上を図り、府全体で脱炭素に向けた行動を推進するための体制づくりを進める



Q. 今回のキャンペーンを機に、温室効果ガスの削減や気候変動問題に関心を持ったり、実際に脱炭素に向けた行動をしたりしましたか？

R6年度省エネ家電購入キャンペーン
アンケート結果 (n=7047)

<今回、御意見をいただきたい事項>

- ・ 府民へのエネルギー消費量の把握・温室効果ガスの削減取組の努力義務を新たに設けてはどうか。
- ・ 併せて、上記努力義務の履行を促進するため、京都府は啓発、情報提供、その他施策を実施するとしてどうか。

(参考)

徳島県の気候変動対策 - 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例及び関連規定

(生活様式等の転換)

第 15 条 県民は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その家庭生活において自らが利用するエネルギーの使用量を把握するとともに、徹底したエネルギーの使用の合理化及び効率的な利用により、温室効果ガスの排出量がより少ない生活様式の確立に努めるものとする。

2 ～略～

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例

(エネルギーの使用の量の把握)

第 18 条 県民は、その日常生活に伴うエネルギーの使用の量の把握に努めるものとする。

滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例

(エネルギー使用量の把握)

第 28 条 県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その日常生活に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならない。

北海道地球温暖化防止対策条例

(道民の温室効果ガスの排出の量の削減等の取組)

第 41 条 道は、道民が日常生活における温室効果ガスの排出の量を把握し、その排出の量に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等の取組を実施することができるよう、温室効果ガスの排出の量の把握の方法その他の自主的な取組の促進に資する情報の提供を行うものとする。

2 ～略～

- 京都府地球温暖化対策条例及び京都府地球温暖化対策推進計画の見直しには、2040年頃の将来像「府民一人ひとりのウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会」の実現のため、「**家庭部門**」、「**産業・業務部門**」、「**運輸部門**」の3つの部門ごとに、主な施策を検討。

○2040年頃の将来像の実現のための主な施策

家庭部門

- 府民によるエネルギー消費量の把握・温室効果ガスの削減取組義務化【努力義務】
- 上記努力義務の履行を促進するため、京都府は啓発、情報提供、その他施策を実施
- 脱炭素行動変容を図る府民運動(仮称)WE DO KYOTO ! Plusの推進

論点2

産業・業務部門

- 多様な主体が参画し、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設等を通じた、府内企業の脱炭素経営支援
- カーボンフットプリント（CFP）算定モデルの作成等を通じた、府内企業の競争力向上

運輸部門

- 集合住宅における、民間活力を活用したEV充電器設置を促進
- 府有施設をはじめとした公共施設等へ民間活力を活用したEV充電器設置を促進

● 府民の日常生活におけるエネルギー消費量の把握、温室効果ガスの削減に資する取組を努力義務として設け、そのための施策として①ライフスタイル変革のための府民の意欲向上、②脱炭素行動の実践、③行動変容の発信等の取組を、脱炭素行動への実践を図る府民運動「（仮称）WE DO KYOTO! Plus」として一体的に推進し、家庭の排出量削減と府民の質の高い暮らしを実現。

①府民が脱炭素のメリット・意義を実感

- ▶現在の一般的に利用できるツール
 - ・省エネポータルサイト（エネ庁）
- ▶京都府のこれまでの取組
 - ・京都府地球温暖化防止活動推進センターによる発信
 - ・ZEH・断熱リフレットの配付
 - ・新築時の再エネ導入に関する情報提供義務
 - ・ZEH住宅体験会
- ▶京都府のこれからの取組
 - ・個人や学校、企業等向け脱炭素学習ツール作成
 - ・脱炭素行動変容アプリを通じた理解醸成
 - 住宅の環境性能向上による負担軽減や災害時のエネルギー確保、熱中症対策等による**生活の質の向上を訴求**



②府民が脱炭素行動を実践

- ▶現在の一般的に利用できるツール
 - ・検針票、電気代・ガス代、HEMS(ヘムス)から把握
 - ・HEMS(ヘムス)、スマートメーターの設置
 - ・住宅省エネ2025キャンペーン（国交省、経産省、環境省）
- ▶京都府のこれまでの取組
 - ・インターネット環境家計簿
 - ・家庭の省エネ診断
 - ・省エネ家電購入キャンペーン
 - ・ZEH補助金、再エネ補助金、スマート・エコハウス促進融資
 - ・エコドライブコンテスト
- ▶京都府のこれからの取組
 - ・補助金等との連携や内容見直し等の実施により、**環境家計簿等の更なる活用を推進**
 - ・脱炭素行動変容アプリと連携した行動促進
 - ・京都府地球温暖化防止活動推進員・再エネコンシェルジュ等専門家によるデコ活相談支援
 - ・CFP算定製品を通じた府民への環境教育、環境配慮商品の選択肢提供
 - ツールでエネルギー使用量等を把握するとともに、脱炭素行動アプリ等による**インセンティブ付与**、専門家により**脱炭素行動のパッケージ支援**

③府民が脱炭素に向けた行動変容を発信<京都版>

- ▶京都府のこれからの取組
 - ・環境家計簿、脱炭素行動変容アプリ等でのランキング共有、排出量に応じたロゴマーク提供
 - ・高校生・大学生等による行動変容に向けた未来への提言・アイデアの発信
 - ・企業・大学・研究機関等との連携による未来への提言の実現に向けた取組の推進
 - 学生等を巻き込んだ**行動変容の発信**、**府民・事業者の機運醸成による更なる取組拡大へ**



府民の排出量削減・質の高い暮らしの実現

「くらしの10年ロードマップ」（概要）



○初めて**国民・消費者目線**で、**脱炭素につながる豊かな暮らしの道筋**（課題と仕掛け）を**全領域**（衣食住・職・移動・買物）で明らかにし、**官民連携**により行動変容・ライフスタイル転換を促進します。

国民にとってのボトルネック

課題解消に向けた仕掛け（主な対策）

2024～2026

2027～2029

2030～

意欲

導入メリット・意義が不明
昔のイメージのまま敬遠
手間・難しさの忌避感
問題への理解・関心不足

メリット・意義、最新情報を導入機会と同時に伝達（商業・公共施設等を体験・体感の場に）

新築/既存住宅リフォーム+太陽光発電設備・高効率給湯器等のパッケージ化

住

商品・ブランド別のエシカル度の見える化

衣

サステナブルツアー（出張・旅行 等）、カーボンオフセット付き旅行保険等

移

科学的情報等を行動とセットで提供（DXを活用したワクワク感、楽しさなどの動機付け）

基盤

実践

初期費用・大規模支出
導入に時間がかかる
機会・情報が限定・不十分
慣習・制度が実践を妨ぐ

サブスクリプション型サービスやPPA・リース、環境配慮型ローン等の提供拡大

公的支援情報を分かりやすく提供し、複数補助制度の一括申請の受付を拡大

住

通常リフォームに合わせた+αの断熱、家電販売時の省エネ・再エネのパッケージ提案

住

リペア、アップサイクル・染め直し等、衣類の交換会、回収リサイクルの場の拡大

衣

フードシェアリング、フードライブ・フードバンク活動、エシカル商品サービス等の拡大

買・食

テレワークとマッチするよう必要に応じてルール見直し、必要なサービス・インフラ・情報提供

職

データ活用した行動見える化、ディマンドレスポンス、住民・従業員へのインセンティブ拡大

基盤

費用対効果に優れた気付き・ナッジの提供

基盤

行動制約

行動変容・ライフスタイル転換

- 京都府内の温室効果ガスの排出量のうち、産業部門及び業務部門で約 5 割を占め、特に業務部門においては、削減状況は順調とは言えない。
→2030年度業務部門▲54%に対して、2022年度▲21%（目安2022年度▲27.8%）
- 産業・業務部門においては、大企業を中心にサプライチェーン全体での排出量削減に向けた取組が進んでいるところであるが、**一方、中小企業においては依然として、脱炭素経営に関する取組度が低く**なっている。（18頁参照）
- 府内関係者が一丸となって排出量削減を支援するため、ZET-valleyスタートアップ企業・金融機関等の多様な主体が参画し、**脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設等**を通じて、**府内企業の脱炭素経営を支援**。
- また、将来的に取引先企業や消費者等から求められるカーボンフットプリント（CFP）について、**府内企業等が活用できるCFP算定モデルの作成等**を通じて、**府内企業の競争力向上につなげる**。

協働の場の創設

【施策内容】

- 金融機関と連携した府内企業の脱炭素経営支援
- 会員間での情報交換・先進事例共有
- 脱炭素ソリューション提供企業とのマッチング
- サプライチェーンでの再エネ導入など企業間連携
- 府有林におけるJ-クレジット等の活用促進
- 「ZET-valley」等における脱炭素技術の府内企業等への導入支援
- 脱炭素人材の育成支援

CFP算定支援

【施策内容】

- 府内企業向けCFP算定セミナー・ワークショップ
- CFP算定支援専門家派遣
- CFP算定モデル作成・取組の横展開



府内企業の脱炭素経営の推進・競争力向上

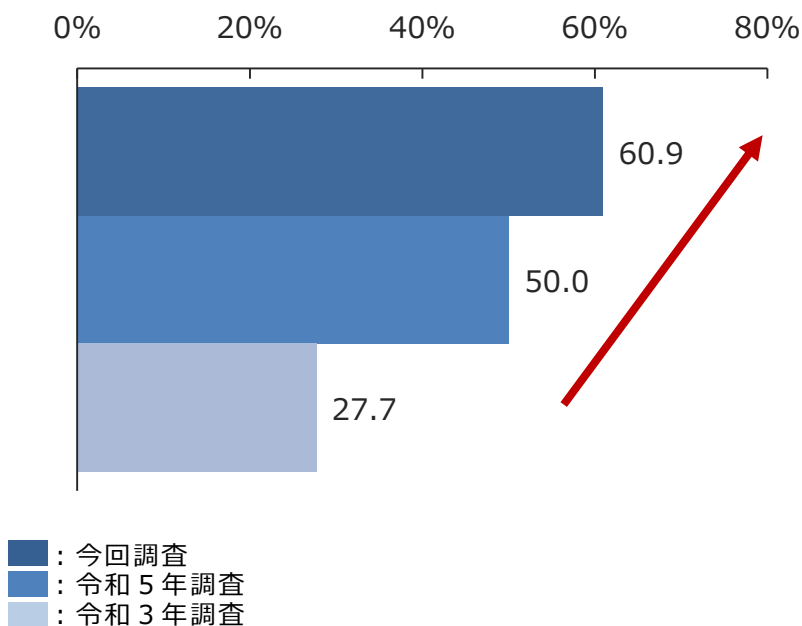
(参考) 京都府内企業における脱炭素経営に向けた取組アンケート

- 脱炭素に資する事業者の支援方策を検討するため、京都府内の事業者を対象に脱炭素経営に向けたアンケート調査を実施。

過去調査結果から経年変化をみると、脱炭素化の取組を進めている企業の割合は増加傾向。

一方、企業規模別・従業員数別でみると、大企業、従業員数1,001人以上の企業に比べて、企業規模・従業員数が小さくなるほど、脱炭素化の取組を進めている企業の割合は少なくなる傾向。

【脱炭素化の取組を進めている。】



全体		128	60.9
地域別	京都市	79	57.0
	京都市以外	49	67.3
企業規模別	大企業	43	81.4
	中小企業	74	54.1
	個人事業主+その他	11	27.3
従業員数別	1,001人以上	30	80.0
	101人～1,000人	43	72.1
	1～100人	55	41.8
業種別	産業部門	76	72.4
	運輸部門	5	60.0
	業務部門	47	42.6

令和5年調査		178	50.0
令和3年調査		466	27.7

※n=30未満は参考値。

n=30以上で

■ 全体+10pt以上
■ 全体+5pt以上
■ 全体-5pt以下
■ 全体-10pt以下

- 府内企業・ZET-valleyスタートアップ企業・金融機関・大学等の**多様な主体が参画し**、脱炭素経営の促進や脱炭素ビジネスの創出など、**脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設等**を通じて、府内企業の**脱炭素経営の推進と地域としての魅力・競争力向上**を図る。

現状認識・課題

- ・ 中小企業の脱炭素経営の取組が不十分 ←①**脱炭素経営を支援**
- ・ サプライチェーン等企業間の効果的な連携が不十分 ←②**連携取組を促進**
- ・ 脱炭素技術が競争力向上へつなげていない ←③**社会実装を支援**
- ・ 脱炭素人材の育成が急務 ←④**大学等と連携した人材育成**

①府内企業の脱炭素経営を支援

脱炭素を成長の機会と捉えた脱炭素経営、脱炭素ビジネスの展開を支援

- ・ 地域金融機関のネットワークを活用して融資先企業の脱炭素化を促す「地域脱炭素・京都コンソーシアム」におけるSLLの取組拡大・企業の実情に応じた伴走支援
- ・ 府内企業のCFP算定を支援
- ・ 会員間での先進事例共有

④脱炭素人材の育成を支援

将来の脱炭素で持続可能な社会構築の担い手である次世代人材育成のため、学生・府内企業従業員等への学びを推進

- ・ 大学・研究機関等による教育との連携
- ・ 企業内大学等による人材育成との連携
「ZET-college」におけるゼロカーボンまちづくりの機運醸成に向けた人材育成との連携

①企業の
脱炭素
経営支援

②企業間
取組連携

③脱炭素
技術の
社会実装

④脱炭素
人材育成

②企業間での連携取組を促進

協働して取り組むと効果的な取組について、需要・供給先等のマッチングを支援

- ・ サプライチェーンでの再エネの共同購入
- ・ サプライチェーンでのCFP算定モデル事例の創出
- ・ 省エネ設備・再エネ導入等脱炭素ソリューション提供企業と府内企業・自治体等とのマッチング支援
- ・ 府有林を活用したJ-クレジット等の活用促進
- ・ ビジネス機会創発のための対話・交流の場の設定

③脱炭素技術の社会実装を支援

企業の競争力・地域の魅力向上につながる脱炭素技術の社会実装を支援

- ・ 大学・研究機関・大学等コアリション・「ZET-valley」スタートアップ企業等における脱炭素技術・研究知見・適応ビジネスと導入を検討する府内企業・公共施設等との連携を支援
- ・ 「ZET-valley」における脱炭素意識向上を支援

参画会員企業等のイメージ

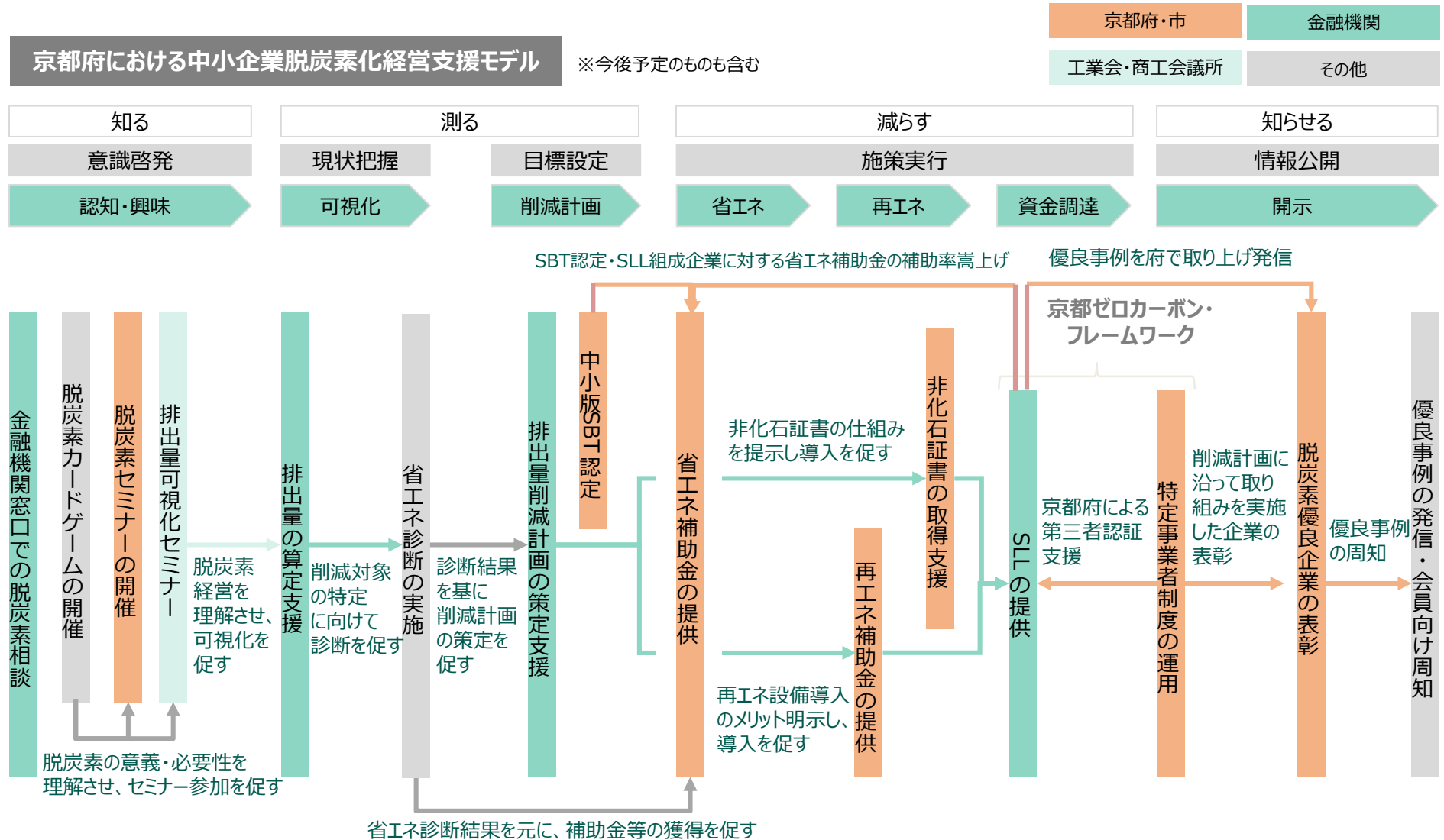
- ・ 府内企業
- ・ ZET-valley立地企業
- ・ 脱炭素ソリューション提供企業
- ・ 大学・研究機関
- ・ 府内自治体
- ・ 地域脱炭素・京都コンソーシアム
(地域金融機関・行政・産業界)

- The diagram consists of two rectangular boxes. The top box is orange and contains the text "大企業" (Large Enterprises). The bottom box is white with a blue border and contains the text "公益社団法人 京都工業会" (Public Interest Incorporated Association Kyoto Industrial Association) and a blue logo of a stylized character "工" (Kō) above the text "京都工業会" (Kyoto Industrial Association).

【参考】地域脱炭素・京都コンソーシアムにおける支援メニュー

21

- 主に中堅・中小企業をターゲットとして、コンソーシアム構成団体が展開するメニューを認知～開示の各ステップに応じて一気通貫でとりまとめることで、府内中小企業の脱炭素を支援。



※各支援メニューの詳細は、地域脱炭素・京都コンソーシアムHPにおいて発信 URL: <https://www.pref.kyoto.jp/consortium/index.html>

「ZET-valley」構想の全景イメージ

- 企業向け、大学向け、住民向け、自治体向けなど、あらゆる角度から脱炭素テクノロジー（ZET）の社会実装を進め、産学公連携でゼロカーボンのものづくりによるゼロカーボンのまち「ZET-valley」の形成を目指す。

技術・資金・研究成果の導入

- ・最新技術動向の共有
- ・スタートアップ支援
- ・産学連携による開発
- ・研究成果の社会実装

大学・研究者

大企業

スタートアップ

共創

ZET-summit

- 新たな交流と共創を生む
脱炭素・国際カンファレンス
- ・新たなビジネスマッチング
 - ・最先端動向を知る機会
 - ・スタートアップへの投資

共創

住民

関係機関

自治体

まちづくりへの技術実装

- ・ZETへの理解促進
- ・公有施設への技術導入
- ・脱炭素への意識向上
- ・地場産業としての発展



ゼロカーボン
ものづくり

- ・EV：CASE時代のクルマ
- ・バッテリー：V2H・V2I
- ・バイオ：空気の資源化

共創プロジェクト

- 産学公共創による新技術の
まちへの実装を推進
- ・ZET-summitから生まれた共創のタネの事業化支援
 - ・向日市への実装化推進



脱炭素テクノロジーによるゼロカーボンのまち

ZET-valley

ZET-college

- 世界の脱炭素トレンドを学び
まちづくりの機運を醸成
- ・住民が最先端の技術を知り、直接手に取る機会を提供
 - ・次世代の人材の育成



ゼロカーボン
まちづくり

- ・CO2取引など新産業
- ・エネルギー・マネジメント革命
- ・衣食住/働き方革命

スタートアップ・起業家



成長



集積



集積

オフィス・ラボ整備



誘致



スタートアップ拠点の整備・誘致

- インキュベーション施設の整備、誘致、
JR向日町駅前再開発と連動した拠点整備など

脱炭素スタートアップの成長支援

- 新規事業への補助や資金獲得機会の提供、
製品開発・販路開拓支援、研究支援など

- 京都府内の温室効果ガスの排出量のうち、運輸部門が約 2 割を占めるが、削減状況は順調とは言えない。
→2030年度運輸部門▲39%に対して、2022年度▲14%（目安2022年度▲20.5%）
- 運輸部門の排出量削減にあたっては、自動車等の使用の抑制や物流に係る排出抑制のほか、**EVの導入拡大が重要**。
- EVの本格普及にあたっては、充電インフラの整備促進が必要であり、なかでも**集合住宅における基礎充電の整備**が重要であることから、**民間活力を活用した充電器設置を促進**する。
- 合わせて、充電インフラ整備のため有効活用できる府有施設をはじめとした**公共施設等へ民間活力を活用した充電器設置を促進**することで、EVユーザの利便性向上を図り、**地域での持続可能な充電インフラ社会を構築**する。

集合住宅等への設置促進

【施策内容】

- マンションへの充電事業者によるセミナー・相談会
- HP等でのセミナー・相談会情報の提供
- 充電事業者とのマッチング

公共施設等への設置促進

【施策内容】

- 民間充電事業者と連携した府内公共施設等への充電設備の設置促進



地域での持続可能な充電インフラの整備

（参考）「充電インフラ整備促進に向けた指針」（経済産業省）

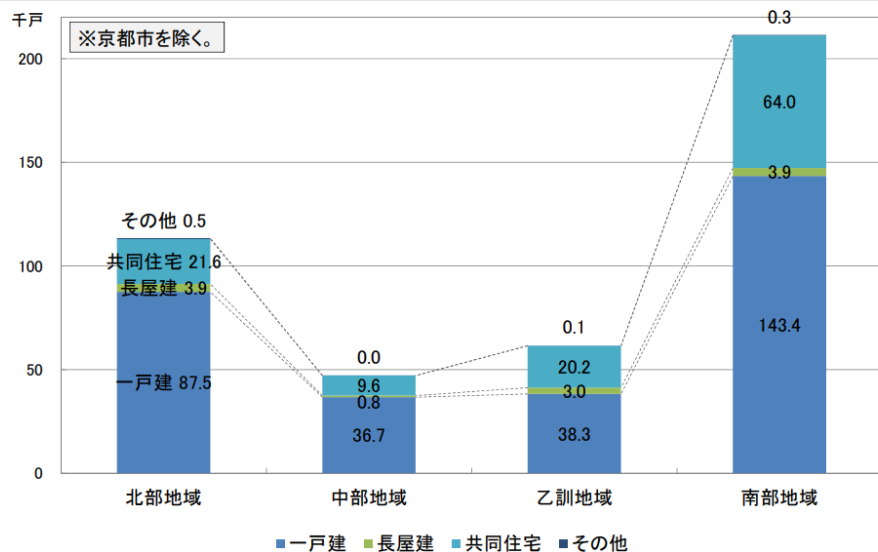
（E）普通充電（集合住宅等における基礎充電）

- **充電器が整備された集合住宅を増やしていくことが必要。集合住宅のうち、特に既築においては管理組合の合意形成が必要など、通常の設置と比較して検討すべき課題がある。**また、特に都心部でよく見られる、機械式駐車場では、設置可能な機械式駐車場が限定的であることや設置コストが高額になること等の課題がある。
- 管理組合での合意形成が必要な既築の集合住宅における充電器の整備を促すとともに、既築の集合住宅に設置するより低コストでの設置が可能な新築の集合住宅における充電器の整備を促すことが重要。

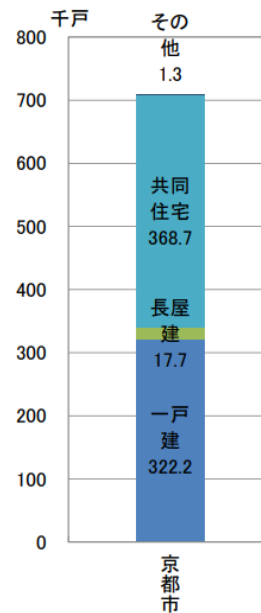
- 京都府内（京都市を除く。）では約 3 割が共同住宅であり、京都市内では半数以上が共同住宅となっている。（全国平均は45%）
- また新築共同住宅の99%以上がEV充電設備非設置であり、京都市アンケート調査では、EV購入者の70%が戸建に住んでいる。

6-(3) 建て方別住宅数（地域別・市町村別）

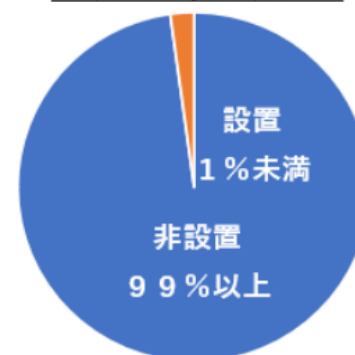
- ・ 中部地域で一戸建住宅の割合が高く、南部地域で共同住宅の割合が高い。
- ・ 京都市では、共同住宅が約52%を占める。



資料：H30住宅・土地統計調査（総務省）



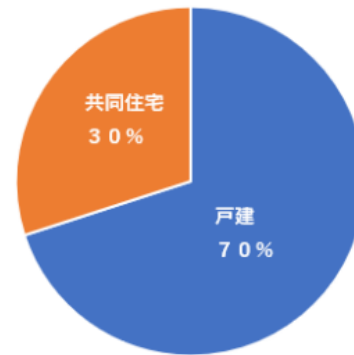
新築共同住宅の
99%以上が
EV充電設備を非設置



全国

※H29経産省調査

EV購入者の70%が
戸建に住んでいる



市内近郊

※R4実証実験における
アンケート調査

- 大手事業者を中心に集合住宅への充電器設置の取り組んできたところだが、更なる取組拡大のためには、充電器設置促進に向けた支援が必要。

集合住宅における各社の方針

論点E

一般社団法人 不動産協会
The Real Estate Companies Association of Japan

各社の設置方針に係るプレスリリース及びヒアリングサマリー

大京	・今後開発するマンションにおいて、設置率を50%に引上げ ・残りの区画にも空配管を整備	リリース 2022.5.6
東急不動産	・今後開発する分譲マンションの「平置き駐車場」においてEV対応を標準化 ※機械式駐車場は循環型を中心に対応可能車種・責任負担等に課題があり鋭意検討中 ※目黒区案件にて、全戸分の平置き駐車場に充電設備設置(19戸。2022年11月竣工)	リリース 2022.9.30
野村不動産	・2025年に竣工予定の大規模物件にて、屋内平置き駐車場約200台全区画に充電用コンセント設置 ※充電に利用する電力には実質再エネを使用予定	リリース 2021.11.9
	・今後開発する分譲マンション全物件※1において、駐車区画数の原則30%※2にEV充電設備を導入する方針を決定 ※1:建替・再開発物件は除く。 ※2:一部、機械式駐車場のタイプにより30%に満たない物件も発生するものの、今後充電設備設置の技術進展等を踏まえ、適用可能な物件から順次対応するものとする	リリース 2023.7
大手A社	・全体の20%以上を実装、50%以上については将来対応(空配管・盤スペース) ・2023年度物件 11/37物件で実装(29.7%) 区画比率19.7% ・2024年度物件 23/27物件で実装(85.2%) 区画比率10.9% ⇒実装率は大幅に上昇も、都心物件が多く、その多くが機械式駐車場となるため、現在の機器対応状況(物理的・経済的)を鑑みると区画比率は上げきれない点が課題	ヒアリング 2023.7

- ▶ 上記の通り、先駆的な大手事業者を中心に、マンションへの充電設備設置に係る本格的な取組が緒についたところではあるが、更なる設置取組加速、裾野拡大には、充電インフラ整備に関わる多方面への継続的な政策支援・環境整備が必要

参考：再エネ条例の見直しについて

■位置づけ

京都府の再生可能エネルギーの導入等の促進を規定する条例

①

■目的

再生可能エネルギーの導入等を促進することが、温室効果ガスの排出の抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要なことに鑑み、府が、再生可能エネルギーの導入等に関する施策を実施することにより、府内のエネルギーの供給源の多様化及び再生可能エネルギーの供給量の増大を図り、もって、地球温暖化対策の更なる推進並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

■規定内容

条 項	規定事項
第3条	【府】関係者との連携及び協働
第4条	【府・民・事】再エネの優先的利用（努力義務）
第5条	【府】実施計画の策定
第6条	【事】一般建築物（努力義務）
第7条	【事】特定建築物、準特定建築物（義務）
第8条	【府・事】不特定・多数が使用する施設（努力義務）
第9条	【事】小売電気事業者計画提出（義務）
第10～18条	【府】導入等支援団体の登録・支援

②

③

条 項	規定事項
第19～23条	【府】自立型再エネ導入等計画認定・支援
第24条	【府】広報・顕彰
第25条	【府】体制整備
第26条	【府】府民向け融資（努力義務）
第27条	【府】産業育成
第28条	【府】施策の評価・見直し（義務）
第29条	【事】環境への配慮（努力義務）
第30条	【府】財政上の措置（家庭向け自立型再エネ補助等）

④

① 条例の「位置づけ」及び「目的」

➡ **現行と同様**とする。

② 建築物の義務（第7条）

➡ 義務範囲・量を変更することなく、実際の義務履行を徹底し制度定着を図ることとし、**現行規定を継続**

③ 小売電気事業者の報告制度（第9条）

➡ 小売り電気事業者における再エネ調達促進等を図るため、**現行規定を継続**

④ 自立型再エネの導入（第19条～23条）

➡ 中小企業等における自立型再エネの導入促進のためには引き続きの支援が必要であるため条文の**期限を延長**

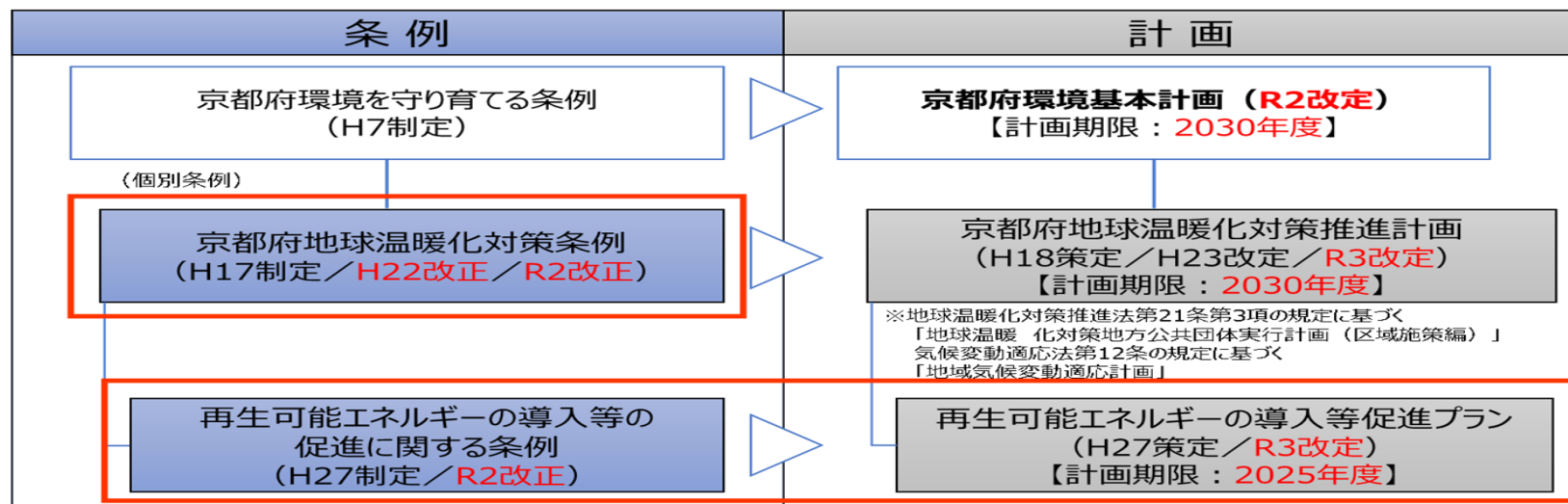
条例改正

- 再エネ条例について、「京都府地球温暖化対策条例」のうち、再エネ分野に特化し、平成27年に府内での再エネの導入等の促進に関する個別条例と位置付けて制定
（再エネ条例の個別の目標や施策は、再エネ条例の実施計画として「再エネプラン」で規定）
- 府民や事業者等の再エネの導入等の促進には、継続的にその取組内容を規定していく必要があり、現行と同様の位置付けや目的等を再エネ条例で定める。
（個別の目標や施策は実施計画（＝再エネプラン）で定めるよう規定）

京都府総合計画（R5.3）～2040年に実現したい京都府の将来像～

＜環境と共生し安心・安全が実感できる京都府＞（抜粋）

頻発する自然災害の要因ともいわれる気候変動に適応し、「脱炭素」で環境にやさしい社会を実現するとともに、ハード・ソフトの両面から、災害・犯罪等からの安心・安全、そして全ての地域が地域資源を生かした豊かさを実感できる地域づくりを。そして、2040年の京都府社会の姿として、地球環境と調和した、しなやかで強靱な「環境と共生し安心・安全が実感できる京都府」を実現します。



- 平成24年に建築物での再エネ導入を促進等するために、**建築主に対する義務化を規定し、令和3年に導入義務量を拡大する等の改正を行い、これまで一定の成果**があったところ
- 義務規定については、更なる導入量の増大を図るべきという一方で、事業者からは負担の声もある
- **現行の改正内容から時間が経っていないことや、府民・事業者等の義務規定への公平性等も鑑みて、義務範囲・量を変更することなく、実際の義務履行を徹底（定着）する。**

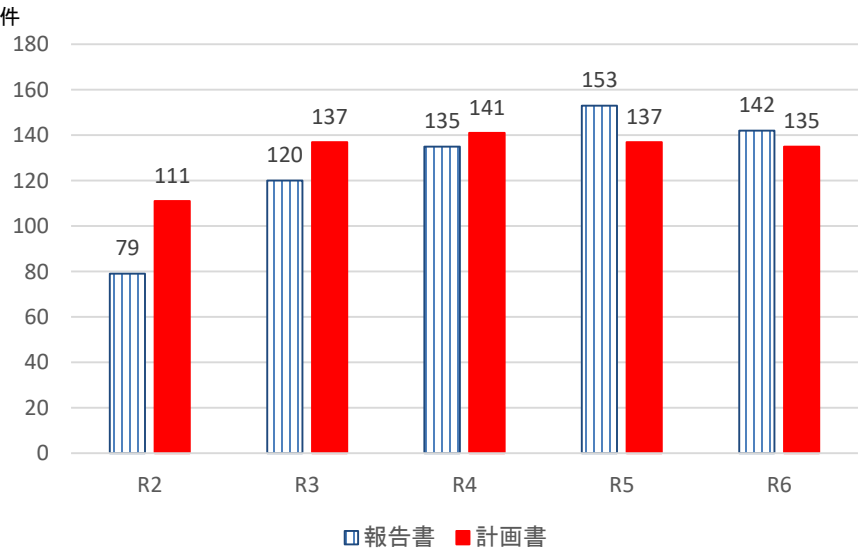
■改正経過

	平成24（2012）年施行	令和4（2022）年施行
概 要	特定建築物への再エネ導入義務化	準特定建築物への再エネ導入義務化 （義務範囲・量の変更）
対象	特定建築物	①特定建築物 ②準特定建築物
義務範囲	延床面積2,000㎡以上	①延床面積2,000㎡以上 ②延床面積 300㎡以上
義務量	一律 3 万MJ/年	① 6 ～45万/MJ（30MJ/年・㎡） ②一律 3 万MJ/年

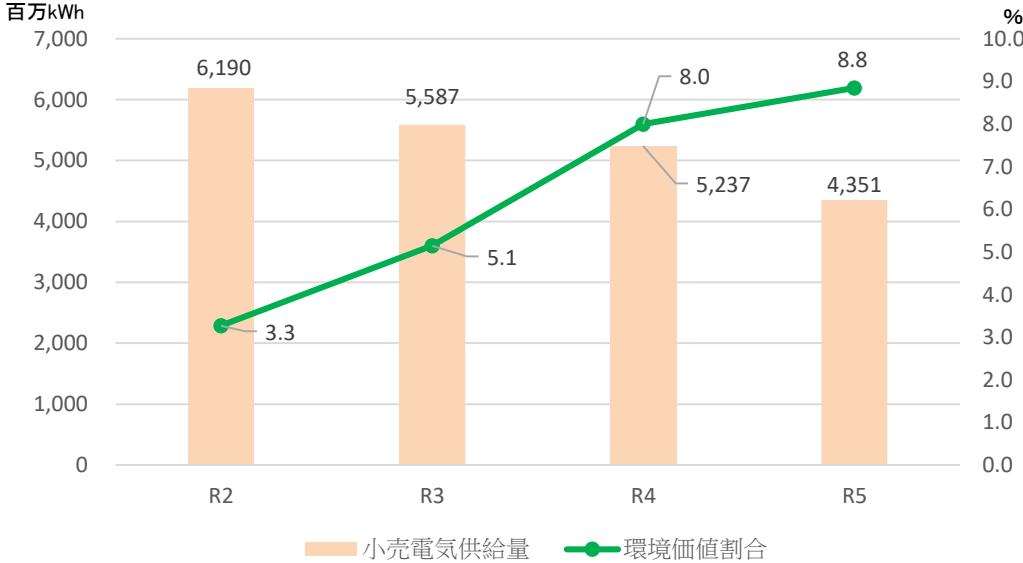
※ 3 万MJ = PV約2.5kW

- 再エネ普及に当たって、家庭や事業者での再エネ使用を増加させることが重要で、府においては、**府内に電力供給する小売電気事業者に対して、再エネ供給拡大計画等の提出を義務付け等**を第9条で規定することで、環境負荷の少ない電力供給に向けた自主的かつ計画的な取組を促進
- **事業者からは**国への発受電月報や電力取引等の報告が義務付けられている中、**自治体単位での報告制度は事業者の負担増という声もある**
- 再エネ促進のため、**家庭や事業者等の販売する電気の環境性能を比較できることや小売電気事業者の再エネ電力の調達等を促すことになる制度**であるため、**義務規定を継続する。**

小売電気事業者の報告提出状況

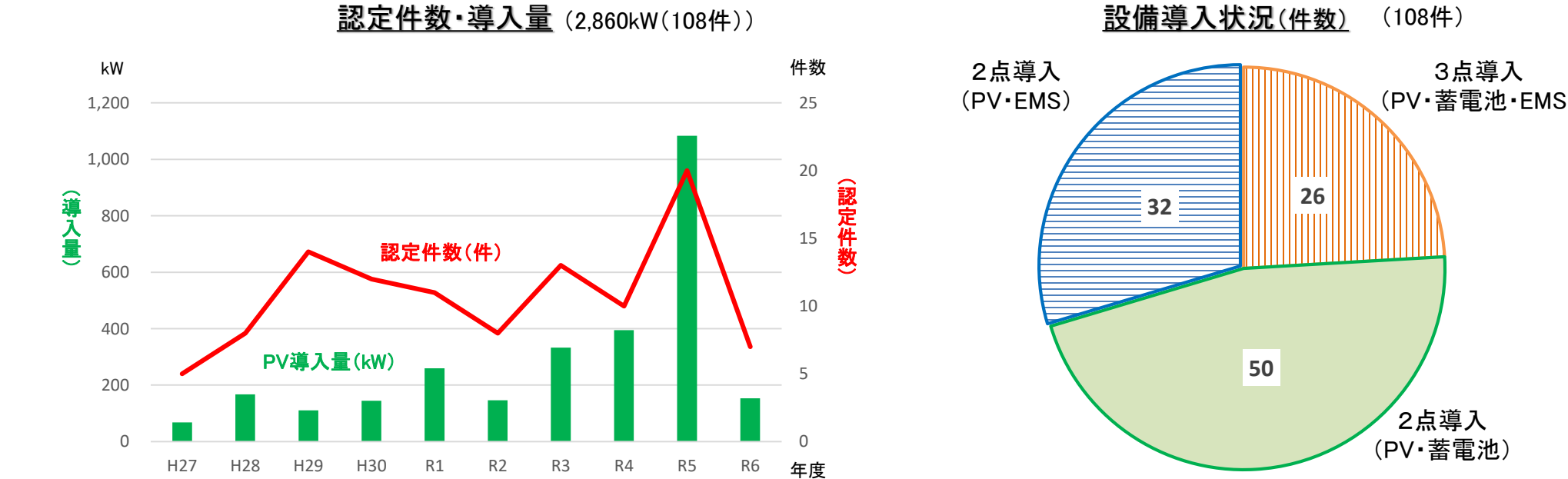


小売電気事業者ごとの府内販売電力量と再エネ比率



- 再エネ普及に当たって、再エネを創り・貯めて・賢く使うことで全量自家消費が可能な「自立型再エネ」を導入促進するために、中小企業やNPO団体の「再エネ導入等計画」を認定し、税優遇等の支援制度である「自立型地域活用型再エネ導入等の計画の認定」を第19条以降で規定
- 相対的に中小企業等の電気代が高いことや、地域でのレジリエンス強化への対応が必要ななか、再エネ調達を望む中小企業等の再エネ導入が実現できる仕組みづくりが継続的に重要
- 自家消費型の再エネ設備は今後も再エネ導入の伸びが期待できる分野であり、支援制度の時限を延長する。

■ 施行状況



- 今後、具体的に温暖化対策計画の内容を見直しにあたり、これまでの意見等を基に概要案をとりまとめていく予定。

＜今回、御意見をいただきたい事項＞

- これまでの議論をふまえ、アプローチ、京都らしさ・京都独自等、追加すべき取組はあるか。
- 2040年度における府民一人ひとりのウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会を目指す
- また、2040年度までの間、社会情勢や技術の進歩等の変化も踏まえ、計画内容等については不断に見直しを実施
- 2040年度を見据えつつも、まずは2030年度における温室効果ガス削減目標達成を目指す
- 温対計画の大まかな構成についての見直しは行わず、2040年頃の将来像・施策の基本的な考え方はこれまでの議論をベースに見直し、加速すべき取組の方向性は、現行計画をベースに見直しを実施

- 計画の期間：2021年度から2030年度
- 計画の位置付け：地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画

2050年頃の京都府の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出

「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2030年までの施策の基本的考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出を推進
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進
- 省エネ取組を加速化、再エネの最大限の導入・利用を推進
- 多様な主体との連携・協働により施策を推進

緩和策

目標

- ➡ 2030年度の温室効果ガス排出量を46%以上削減（2013年度比）することを当面の目標とする。

加速すべき取組の方向性 ➡ 関係する分野の取組に反映

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ■ 機器・住宅の環境性能の向上 | ■ 脱炭素経営の促進 |
| ■ 交通・物流の脱炭素化の推進 | ■ 再エネの最大限の導入・需要創出 |
| ■ フロン対策の推進 | ■ 資源循環の促進 |
| ■ 森林吸収源対策の推進 | ■ 新たな環境産業の育成・支援 |
| ■ 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進 | |

対象分野 ➡ 対象分野ごとに実施すべき取組

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ○ 事業活動（産業・業務） | ○ 自動車交通 |
| ○ 家庭（電気機器・住宅含む） | ○ 建築物（住宅以外の建築物、緑化含む） |
| ○ 再生可能エネルギー | ○ 代替フロン |
| ○ 廃棄物、環境物品等 | ○ 森林吸収源 |
| ○ 横断的取組 | |

適応策

目標

- ➡ 長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンス向上や、イノベーション創出の仕組み構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進

適応策に関する基本的事項

推進方針

1. 時間的・空間的広がり考慮、幅広い主体への影響を想定、生活・事業の質を維持・向上
2. 適応策により、「京都らしさ」を持続・発信
3. これまで京都が培ってきた知恵を発信

基本的視点

- ① 長期的に考える
- ② 幅広く対象を想定
- ③ 同時解決策を図る
- ④ ビジネスにつなげる
- ⑤ 京都ならではの対策

適応策の方向性（進め方）

- 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- 気候変動に関する情報収集
- 分野に応じて効果的なアプローチで適応策を推進
- 適応ビジネスの推進
- 行政自らの事業活動への適応策を推進

<対象分野>

- | | |
|-----------|-----------|
| ① 農林水産部 | ② 水環境・水資源 |
| ③ 自然生態系 | ④ 自然災害 |
| ⑤ 健康 | ⑥ 産業・経済活動 |
| ⑦ 府民生活 など | |

+ 適応策を推進体制の充実・強化・・・「地域気候変動適応センター」機能を確保

計画の進行管理

- 庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- 京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- 計画策定後、概ね5年後に見直し

地球温暖化対策推進計画見直し 概要（素案）

34

- 計画の期間 : **2026年度から2040年度**
- 計画の位置付け : 地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画

京都府の将来像

2050年頃 京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出
「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2040年頃 府民一人ひとりのウェルビーイングの向上と
環境との共生による安心・安全が実感できる社会

施策の基本的考え方

- ・ 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現
- ・ 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進
- ・ 徹底した省エネ・再エネの最大限の導入・利用を推進
- ・ GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進
- ・ 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

緩和策

目標（2013年度比）

- ➡ 温室効果ガス排出量を2030年度に46%以上、
2035年度に60%削減、2040年度に73%削減を目指す

加速すべき取組の方向性 ➡ 関係する分野の取組に反映

- 脱炭素なライフスタイルへの転換
- 交通・物流の脱炭素化の推進
- フロン対策の推進
- 温室効果ガス吸収源の対策
- 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進
- 脱炭素経営の促進
- 再エネの最大限の導入・需要創出
- 資源循環の促進
- 新たな環境産業の育成・支援

対象分野 ➡ 対象分野ごとに実施すべき取組

- 事業活動（産業・業務）
- 家庭（電気機器・住宅含む）
- 再生可能エネルギー
- 廃棄物、環境物品等
- 交通・物流（運輸）
- 建築物（住宅以外の建築物、緑化含む）
- 代替フロン
- 温室効果ガス吸収源

適応策

- 目標 ➡ 長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンス向上や、イノベーション創出の仕組み構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進

適応策に関する基本的事項

推進方針

1. 時間的・空間的広がりを考慮、幅広い主体への影響を想定、生活・事業の質を維持・向上
2. 適応策により、「京都らしさ」を持続・発信
3. これまで京都が培ってきた知恵を発信

適応策の方向性（進め方）

- 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- 気候変動に関する情報収集
- 効果的なアプローチで適応策を推進
- 適応ビジネスの推進
- 行政自らの事業活動への適応策を推進

+ 適応策を推進体制の充実・強化・・・「**京都気候変動適応センター**」

+ 熱中症対策の強化（**京都府熱中症対策方針**）

基本的視点

- ① 長期的に考える
- ② 幅広く対象を想定
- ③ 同時解決策を図る
- ④ ビジネスにつなげる
- ⑤ 京都ならではの対策

<対象分野>

- ① 農林水産部
- ② 水環境・水資源
- ③ 自然生態系
- ④ 自然災害
- ⑤ 健康
- ⑥ 産業・経済活動
- ⑦ 府民生活 など

- 横断的取組**
- **大学、ZET-valleyのスタートアップ企業、研究機関等と連携した脱炭素のイノベーションの創造・社会実装**
 - 脱炭素に資する社会インフラの構築
 - 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進

計画の進行管理

- 庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- 京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- 概ね5年後に見直し

◆ 2050年頃の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、育み続けていく持続可能な社会の構築

◆ 2040年頃の将来像

府環境基本計画（案）

府総合計画

New

府民一人ひとりのウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会

◆ 施策の基本的な考え方

● 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現

環境を軸とした環境・経済・社会の好循環を図るとともに、GXの推進等による質の高い暮らしの実現

● 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進

地球温暖化緩和対策だけでなく、熱中症予防対策等適応策も推進

● 徹底した省エネ・再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進

徹底した省エネルギー、再エネ導入・利用の標準化の促進

● GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進

経済サプライチェーン全体での取組支援や新技術等への支援・推進を実施することで、企業の競争力強化による地域産業の持続可能性向上

● 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

価値観や生活パターンの見直しを見据え、府民・事業者等、各主体が意識改革を図り、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す

現行計画の「加速すべき取組の方向性」	新たに追加する視点
① 脱炭素なライフスタイルへの転換 家庭や業務部門、住まい等における創エネ・省エネ・蓄エネを総合的に推進	➤ 生活の質の向上など多様なウェルビーイングの向上 ➤ 省エネルギー基準への適合義務化等による建築物の省エネ対策の強化
② 脱炭素経営の促進 中小規模事業者に対する省エネ機器等への導入支援、大規模事業者による一層の削減取組やサプライチェーン全体での排出削減に向けた取組を促進	➤ GXに向けた企業の取組の支援 ➤ 中小企業の脱炭素経営促進のための伴走支援・協働体制の構築
③ 交通・物流の脱炭素化の推進 モーダルシフトやエコドライブ等の取組や物流システムの効率化、EV等の普及拡大を推進	➤ 再エネ導入や省エネ機器への転換による物流施設の脱炭素化 ➤ 事業用車両のEV等促進と物流全体でのグリーン化促進
④ 再生可能エネルギーの最大限の導入・需要創出 自立型再エネ設備の導入促進、住宅・工場倉庫の屋根等への導入促進、地域共生型の再エネ事業の普及促進	➤ 次世代太陽電池・グリーンアンモニア等新技術の活用の推進 ➤ 企業のサプライチェーン全体での再エネ調達
⑤ フロン対策の推進 代替フロン使用機器の適正管理の推進やノンフロン機器等の利用を促進	➤ 代替フロン使用機器の冷媒管理の効率化
⑥ 資源循環の促進 低環境負荷の商品・サービスの選択の推進や廃棄物発生抑制、再使用の2Rの取組を推進	➤ 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行
⑦ 温室効果ガス吸収源の対策 二酸化炭素を吸収する森林の適正管理と森林資源の利活用の推進	➤ 森林吸収源における研究知見の共有 ➤ ブルーカーボンやその他の吸収源の取組も含めた施策
⑧ 新たな環境産業の育成・支援 新技術によるエネルギー需給の最適化や効率的な省エネ、再エネの長期安定化に資する地域産業基盤の確立を推進	➤ 脱炭素ビジネスや脱炭素技術に係る産業育成・支援、イノベーション促進
⑨ 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進 環境教育や、中間支援組織等を中心とした協働の取組を推進	➤ デコ活等の推進による府民の意識改革や行動変容 ➤ 市町村における脱炭素モデル地域創出のため、知識や技術を有する専門家派遣など支援体制の充実

主な施策の内容：事業活動（産業・業務）

施策等

◇事業活動における脱炭素化の推進

<大規模事業者>

- 排出量削減計画・報告・公表制度
 - ・ 特定事業者における排出量削減計画・報告（条例事項）
 - ・ 環境マネジメントシステム導入の報告（条例事項）
 - ・ 再生可能エネルギー導入の報告（再エネ条例事項）
- 排出量削減報告書等を通じたきめ細かな指導・助言、社会や市場（投資家）での評価を通じて、大規模排出事業者以外へも排出量削減計画策定の促進

<中小規模事業者>

- 省エネ・EMS診断事業、自立型再エネ設備導入計画書認定制度の延長
- 金融機関との連携強化による脱炭素への理解醸成、排出量算定を実施している企業の拡大、取組着手した企業への効果的な脱炭素経営支援を推進

<サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量の削減>

- サプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを他のサプライヤーや他のサプライチェーンへ波及させるなどロールモデルとなる取組を共有
- サプライチェーンでの脱炭素化に意欲的な府内企業に対し、SBT等の認証取得等の支援
- カーボンフットプリント（CFP）算定を行おうとする企業の取組への支援・人材育成

主な施策の内容：事業活動（産業・業務）

施策等

◇脱炭素経営の促進

- 地域金融機関等と連携した地域脱炭素化コンソーシアムの設置、地域金融機関と中小企業が活用しやすいサステナビリティ・リンク・ローンの仕組みである京都ゼロカーボン・フレームワークの策定
- 自立的地域活用型再エネ導入等計画認定制度に基づく中小企業等への太陽光・蓄電池等の導入支援を実施（再エネ条例事項）
- 中小企業の脱炭素化を支援する金融機関や脱炭素化を進める企業内の人材育成
- 企業・金融機関等多様な主体が参画して、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設
- 国カーボンプライシング制度に対応した排出量削減促進、GX企業等からの優先調達への推進
- 府ZET-valley構想における関連スタートアップ企業等への脱炭素支援

◇行政の率先行動の実施

- 京都府自らが、公共施設等への省エネ設備等の率先導入・府庁舎やイベント等における環境配慮電力の調達
- 府営水道事業や流域下水道事業における省エネ型設備の導入や効率的な運転管理を促進
- 「府庁の省エネ・創エネ実行プラン」に基づくZEB化・LED化・太陽光導入・EV導入推進
- 府有施設等に専門的なアドバイザー派遣等によるZEB化の促進

主な施策の内容：交通・物流の対策

施策等

◇EV等の導入促進

- 災害時におけるEV等の無償貸与協定に基づく市町村における防災や環境イベント等での啓発
- 充電インフラの充実に向けた駐車場における充電設備の整備等（努力義務）
- 自動運転やMaaS、エコツーリズム等における民間事業者のノウハウも活用した、更なるEV等の活用事例を創出
- 充電事業者とのマッチングの推進によるマンション等への充電インフラの充実
- 民間事業者と連携した公共施設や集合住宅等へのEV充電器設置促進
- 京都府公用車へのEV等の本格的導入を推進

◇交通・物流の脱炭素化の推進

- エコカーマイスター制度（選任義務）・新車の環境情報説明義務によるエコカーの導入を促進（条例事項）
- エコドライブマイスター制度（選任義務）によるエコドライブの普及（条例事項）
- 配送の共同化・再配達防止による物流の効率化（努力義務）→ 更なる再配達率の削減の推進
- 物流におけるモーダルシフトや共同輸配送など物流や交通の効率化に向けた更なる取組を推進
- 再エネ導入や省エネ機器への転換による物流施設の脱炭素化を推進

主な施策の内容：建築物（住宅以外の建築物、緑化を含む。）

施策等

◇建築物の環境性能の向上

- 建築物の新築・増築時の府内産木材等の使用義務（特定建築物）、使用の努力義務（再エネ条例事項）
- 屋上緑化・敷地内緑化の努力義務（条例事項）
- 自立型再エネ設備の導入支援
- 住環境の快適性向上、災害時のエネルギー確保等にもつながるZEB（・ZEH）の認知度の向上
- 窓断熱等の促進やPPA・次世代型太陽電池の活用も含めた太陽光の導入促進による既存建築物への省エネ促進
- 再エネ条例に規定する再エネ導入義務履行の徹底
- 京都らしい文化的な伝統や景観を踏まえた再エネ導入による建築物の脱炭素化を推進

主な施策の内容：家庭（電気機器、住宅を含む。）

施策等

◇脱炭素なライフスタイルへの転換

<温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルへの転換>

- 省エネ効果の高い家電への購入促進
- 省エネマイスターによる販売員に対し購買者への省エネ性能説明義務（条例事項）
- ライフスタイル変革のための国民運動であるデコ活による、更なる府民の意識改革・行動変容
- 生活における温室効果ガスの排出量について把握を促すツールの普及

<普及啓発>

- 京都府地球温暖化防止活動推進センター及び京都府地球温暖化防止活動推進員を通じた啓発活動
- 高校生・大学生等による行動変容に向けた未来への提言の発信など多様な人材との連携による啓発促進
- 市町村・事業者支援など中間支援組織としての京都府地球温暖化防止活動推進センターの更なる取組強化

主な施策の内容：家庭（電気機器、住宅を含む。）

施策等

◇脱炭素なライフスタイルへの転換

<エネルギー効率の高い低炭素住宅の普及啓発（住宅の環境性能の向上）>

- 再エネコンシェルジュ・市町村等と連携した再エネ・蓄電池普及
- スマートエコハウス促進融資・ZEH補助金・家庭向け再エネ補助金
- 建築物への再エネ導入義務、設計士への情報提供義務
- 窓断熱啓発リーフレット配布等による普及啓発
- 住宅の環境性能向上や災害時のエネルギー確保、熱中症対策等による生活の質の向上を訴求
- 建築物省エネルギー基準への適合義務化等を踏まえ、府民向け体験会や事業者向け技術相談会等の実施を通じたZEH住宅の促進
- 既築住宅に対する高効率給湯器の導入や断熱窓への改修等の省エネ支援
- 建築物における省エネ性能評価・表示制度による省エネ性能表示義務化の周知徹底
- 認定低炭素住宅との連携

主な施策の内容：再生可能エネルギー（エネルギー転換）

施策等

◇再生可能エネルギーの最大限の導入促進

- 脱炭素先行地域の創出、水平展開
- 太陽光発電設備・太陽熱利用システムの新築・既築建築物への導入促進
- 地域振興にも貢献する事業用太陽光発電設備の推進
- 周辺環境に配慮した風力発電や地域資源を活用した地域協働型の再エネ導入促進
- 未利用地を活用した太陽光発電設備の導入支援、住宅への太陽光発電設置等に取り組む工務店等への支援

新規施策は次回
再エネプラン委員会で
検討予定

◇再生可能エネルギーの需要創出

- 企業・府民の再エネ調達を促すための意識醸成
- 再エネ調達を望む企業・府民が調達しやすい仕組みづくりや、府の再エネ率先利用

◇地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進

- 地域活性化に資する再エネ設備の導入促進
- 再エネ設置者による災害時の再エネの地域利用に資する取り組み促進
- 既存の再エネ設備の長期安定化支援
- 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域について、市町村における設定及び区域内の事業化の促進

主な施策の内容：代替フロン

施策等

◇フロン対策の推進

- 第一種特定製品を所持・使用する事業者への立入検査の実施
- フロン適正管理専門家を派遣して製品の適正な管理やフロン排出抑制に係る助言を実施
- フロン排出抑制法に関する研修会を実施し、府内事業者に対して周知
- 冷媒用代替フロン使用状況等の報告制度（条例事項）
- 業界団体を通じて、フロンの排出抑制に係る事業者の責務・義務などの情報等を発信

主な施策の内容：廃棄物、環境物品等

施策等

◇産業廃棄物の3R・資源循環の促進

- 一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターを拠点として、産業廃棄物の3Rに係るアドバイザー派遣や技術開発から製品の販路開拓までの一連の事業への補助による事業者支援の継続
- 資源循環の高度化の促進など循環経済への移行に向けた取組を検討

◇プラスチックごみの削減

- 代替プラスチック製品の技術開発補助事業や廃プラ類排出状況報告制度の運用
- 代替プラスチック製品やリサイクルに関する技術開発等を支援
- 府民への行動変容を促す先進的事業の導入を支援

◇消費者の賢い選択への意識啓発

- 民間企業と連携したポスターやPOP等の広報媒体を通じた啓発、フードドライブによる未利用食品の有効活用等の食品ロス削減に向けた幅広い取組を推進
- 「京都府庁グリーン調達方針」による環境配慮企業からの優先調達
- 環境にやさしい消費行動の推進
- サプライチェーン全体での食品ロス削減に向けた意識醸成

主な施策の内容：温室効果ガス吸収源

施策等

◇森林吸収源の確保と森林資源の利活用の推進

- カーボンオフセットのクレジット認証等の環境貢献度を組み込んだ森林保全手法について、航空測量・AI画像解析技術等の活用による普及を図り、持続可能な森林経営を促進
- 次世代に豊かな森林を引き継ぐため、地域の特色を活かした人と森をつなぐ取組（モデルフォレスト運動等）の推進
- 府内産木材の利用促進のために、炭素固定に寄与する木材製品の普及・開発を支援
- 京都府施設における府内産木材の率先利用を促進
- 特定建築物への一定量の府内産木材の使用を促進
- 森林吸収源における研究知見の共有
- ブルーカーボンやその他の吸収源に係る取組の普及を促進
- カーボンオフセットのクレジット認証等の環境貢献度を組み込んだ農業手法の普及を促進

主な施策の内容：気候変動の影響への適応策（追加部分のみ）

施策等

◇農業：適応と環境配慮が両立した農業の実現・普及

フードサプライチェーンも含めた、環境にも配慮した農業の実現・普及等の促進

➤ 環境保全型農業の推進及び農作物に対する付加価値の創出と消費者への啓発

◇健康：熱中症対策の強化

➤ 熱中症にかかりやすい方への熱中症対策の強化

➤ 市町村によるクーリングシェルターの設置支援・情報発信強化

➤ 建物等の対策

➤ 京都気候変動適応センターの研究結果の活用等

◇事業者：GXの推進

➤ 適応ビジネス、産業イノベーション創出支援

◇推進体制の充実・強化

➤ 京都気候変動適応センターを中心とした情報発信等の取組強化

主な施策の内容：横断的取組

施策等

◇新たな環境産業の育成・支援

- 脱炭素テクノロジー（ZET: Zero Emission Technology）関連スタートアップ企業等が集積し、まちづくりへの技術導入等を促進する拠点「ZET-valley」の形成を推進
- エコツーリズムなどの観光産業や適応ビジネスの実装に向けた場づくりの更なる支援
- 「ZET-valley」における脱炭素ビジネス促進、脱炭素意識の向上
- 府内産クレジットの府内活用の促進

◇脱炭素に資する社会インフラの構築

- 中小・ベンチャー企業等の技術開発等を支援
- 京都府水素社会みらいプロジェクト検討会議の開催や、燃料電池フォークリフトの実証事業を実施
- 小型水素ステーション等の設置・燃料電池フォークリフト導入を支援
- 地域の持続可能性、レジリエント向上に資する分散型エネルギーインフラに更なる整備

主な施策の内容：横断的取組

施策等

◇脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進

＜次代を担う子どもたちへの環境教育＞

- NPO法人等多様な主体と連携した環境学習等を推進
- 高校生を対象にした気候変動学習プログラムを実施し、環境問題を自分ごととして捉え行動する力を育成
- 小学生向けに脱炭素社会について考え、チャレンジする取組を実施
- 高校生・大学生等による行動変容に向けた未来への提言の発信など多様な人材との連携による啓発
- 脱炭素アプリ等の活用による府民・事業者等での環境教育を促進

＜地域社会における学びと啓発＞

- 生物多様性とその保全活動について体験・学習する研修や観察会等を推進
- 企業における従業員や顧客・取引先等に対する地球温暖化対策の展開
- 脱炭素アプリ等の活用による府民・事業者等への環境教育を促進（再掲）

＜地域づくりのリーダー・中間支援組織等を中心とした協働取組の推進＞

- 地球温暖化防止活動推進員や再エネコンシェルジュによる地域での普及啓発活動を支援
- 一般社団法人京都知恵産業創造の森と連携して、企業等の環境活動を支援
- 市町村・事業者支援など中間支援組織としての京都府地球温暖化防止活動推進センターの更なる取組強化（再掲）
- 京都気候変動適応センター、きょうと生物多様性センター、京都府地球温暖化防止活動推進センター等の取組連携強化